

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 日比谷U-1ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2019 春号

2019年4月発行 第94号



ご挨拶

春爛漫、大地は生命の息吹に満ちあふれる季節となりました。皆様におかれては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成の時代は来たる4月30日で終わり、新しい令和の時代を迎えます。平成の時代は、わが国にとって戦争のない平和な時代でしたが、著しい国際化の進展と急速に発展した情報技術によって社会経済は高度化し、複雑化しましたが、価値観も多様化し、少子高齢化社会の到来とこれに伴う人口の減少、更には地球環境の劣化や自然災害の多発など多くの問題が山積する時代でもありました。新しい時代では、これらの問題の解決にむけて人類の英知を集結していかなければならないとともに、台頭してきた排他主義にも対処していかなければなりません。

私共も、新しい令和の時代に向けて、弁護士に課せられた職責と使命を全うするため決意を新たにしているところでございます。

去る1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめ、公表しました（2月14日 法制審議会総会承認）。株主総会に関する規律の見直し、取締役等への適切なインセンティブの付与や社外取締役の活用など、企業がバナンスにとって重要な事項が内容となっています。6頁以下に要綱案の解説をいたしましたので、ご一読ください。法案は今国会に提出されませんでしたが、早い時期の上程が望まれます。

大口敬弁護士が、去る3月1日より、パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社に企業内弁護士として出向しました。出向期間は1年半の予定です。大口弁護士の意気込みをこめたご挨拶は2頁に掲載しております。大企業の第一線での活躍を期待しています。

3月1日より、当事務所（勤務先東京事務所）に南純弁護士を迎えました。同君は日本において弁護士業務に従事した後、ロシアのサンクトペテルブルグ大学法学部修士課程を修了し、モスクワのOOO PwC Advisoryでロシアビジネスに関わる日本企業に対し法務・税務に関する幅広いサービスを提供しておりました。南弁護士の抱負とご挨拶は2頁に記載しておりますが、その経験を活かし、皆様のニーズに的確に応えていただけるものと期待しています。

当事務所のオブカウンセル弁護士・京都大学名誉教授森本滋先生の指導・編集の下、事務所の会社法研究会の成果をとりまとめ、「合同会社の法と実務」を株式会社金融商事法務から発刊いたしました。最近では企業形態として合同会社が積極的に利用されています。同書は2頁に記述しているとおり、合同会社の法理論と解釈論の精緻化を図るだけでなく、実務上の課題とその解決方針を詳細に解説する制度利用者必携の書であると存じます。是非ご購読、ご活用いただきますようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

企業出向にあたってのご挨拶



弁護士
大口 敬
(おおぐち・たかし)

このたび、パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社に、企業内弁護士として出向させていただくことになりました。出向期間は本年3月1日より1年半の予定です。

弁護士として5年目を迎え、これまでクライアントの皆様から様々な案件をご依頼いただき、弁護士として多様な経験を積ませていただきましたこと、皆様のご厚誼に心より感謝申し上げます。弁護士の職務においては、法的な知見を背景とした冷静な第三者としての視点を持ちながらも、クライアントと同じ目線に立ってベストな解決を探るという、複合的な視座を合わせることが要求されますが、企業という組織の中での勤務経験を通じて後者の目線を育み、クライアントの皆様への法的サービスに深みを持たせることができるよう、出向先での職務に取り組んで参ります。

クライアントの皆様には、事務所を離れることによりご迷惑をお掛けすることになりますが、再び当事務所に復帰する際には、企業での勤務経験をふまえ、一層皆様に寄り添った法的サービスを提供させていただく所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

入所のご挨拶



弁護士
南 純
(みなみ・じゅん)

〈出身大学〉
大阪大学外国語学部ロシア語専攻
北海道大学法科大学院
サンクトペテルブルク大学法学部修士課程
商事法専攻(LL.M)
〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了(69期)
国内法律事務所入所
2017年9月
〇〇〇 PwC Advisory(モスクワ事務所)
2019年3月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
(東京事務所)

はじめまして。今年から弁護士法人中央総合法律事務所(東京事務所)に入所いたしました、南純と申します。

法科大学院修了後、ロシアの大学で法学修士(LL.M)を取得し、前職プライスウォーターハウスクーパース・アドバイザーでは、法務・税務・アドバイザー・アシスタンスという幅広いサービスを、ロシアビジネスに関わる日本企業にワンストップで提供する部署にいました。

ロシアビジネスの実務を様々な角度から経験できたのは大変勉強になりましたが、グローバル化が進んだ今日、ロシアも世界経済の枠組みの中の一つのピースにすぎません。ロシアに限らず国内外の幅広い案件にかかわりたいと考えていた中、ご縁があって当事務所で日本の弁護士として復帰することになりました。

私自身もそうですが、人は現状に満足して楽をしたい生き物だと思います。だからこそ、現状に満足せず、どんどん未知の分野について研鑽する姿勢が何よりも大切なことだと信じております。ロシアの専門家というだけで終わるのではなく、様々な分野で深い知見をもち、ロシアビジネスについても大局的目線で依頼者の方々にご説明できるよう、これから日々精進する所存です。

大阪、北海道、ロシアと来て、今回はじめて東京で働くことになります。まだまだ不慣れな点もありますが、一つ一つの事件を誠心誠意取り組んでいきたいと思いますので、これからご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。



「合同会社の法と実務」(株式会社商事法務)

刊行中

弁護士法人中央総合法律事務所オブカウンセル・京都大学名誉教授 森 本 滋 編

本書は、平成27年4月、平成28年11月にそれぞれ公刊した『取締役会の法と実務』、『募集株式発行の法と実務』に続く、『法と実務シリーズ』の第三作目になります。ここ数年、積極的に利用されている「合同会社」について、当事務所の中堅・若手弁護士による約1年にわたる研究会の成果を取り纏めたもので、合同会社の法理論と法解釈を扱う第1編と、合同会社の実務を扱う第2編の二部構成により交差的な考察を行い、合同会社法の理論と実務を架橋する役割を担う総合的な解説書となっております。解釈論の精緻化のみならず、様々な角度から想定される定款記載例や登記手続についても詳細な記述を行い、実務にも大いに貢献する内容となっており、企業実務家や法曹の皆様には是非手に取っていただきたい一冊となっております。本書が皆様方のお役に立つことができれば幸いです。

本書は、書店でも購入いただけますが、当事務所までご一報いただければ便宜を図らせていただきます。



弁護士

山本 一貴
(やまもと・かずたか)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
宅地建物取引主任者試験合格

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

走り出したパワハラ防止法案の現況

弁護士 山本 一貴

1 はじめに

2018年11月19日、厚生労働省は、同省労働政策審議会(厚生労働省の諮問機関)の分科会で、経営者のパワーハラスメント(以下「パワハラ」といいます。)防止措置の義務化に向け、法整備を進める方針を示しました。同年12月14日には、同審議会における検討結果の報告がとりまとめられ、2019年の通常国会での法案提出、2020年の施行が目指されています。パワハラの実態や採るべき措置の具体的な内容等の詳細は、法制化後に指針で示される予定ですが、本稿執筆時点(2019年2月)での議論の状況について、以下概要をご説明します。

2 制化への経緯

厚生労働省から上記方針が出されたことを唐突に感じた方もいたかと思います。ハラスメントの中でも、所謂セクハラには男女雇用機会均等法、マタハラには育児・介護休業法によりすでに防止措置が定められています。しかし、パワハラには具体的な法律による防止措置義務がありませんでした。

国は、2012年3月の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の提言を踏まえ、パワハラの実態や類型についてまとめるなど、職場のパワハラ防止の社会的機運を醸成するための周知・啓発に取り組んできました。働き方改革実行計画(2017年3月28日働き方改革実現会議決定)において、パワハラ防止強化の検討が盛り込まれたことを受けて、さらに議論を進め、国際的にも2018年のILO総会で仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約について討議が行われるなど、ハラスメント問題に対する社会的関心が高まってきました。

嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けたことによる精神障害の労災認定件数は増加しており、職場のハラスメント防止は喫緊の課題となっている中、特にパワハラへの対策を抜本的に強化すべく、法制化が具体化したわけです。

3 ハラスメント防止対策案について

ハラスメント防止対策について、厚生労働省労働政策審議会がまとめた現在の検討結果の要点を抜粋します。かかる検討結果に基づき今後、法整備や措置に関する指針の策定が進みます。なお、既に男女雇用機会均等法11条において、セクハラにかかる体制整備その他の雇用管理上の措置義務が事業主に課せられていますが、このような整備がパワハラにも広げられるとお考え頂ければわかりやすいと思います。

(1) 基本的な考え方

事業主に対し、雇用する労働者が自社の役員を含む労働者等からパワハラを受けることを防止するための雇用管理上の措置の義務付けが適当であり、また、セクハラ防止対策の実行性向上・

二次被害防止のため、労働者がセクハラに関する相談を行ったことを理由として不利益取扱いが行われないよう徹底することとされています。

なお、ハラスメント行為者に対する刑事罰の制裁等を法律で新たに設けることも検討されましたが、違法行為の要件の明確化などの課題があり、必要性を含め中長期的な検討を要するとして見送られることとなりました。

(2) パワハラの実態

パワハラは、以下の3つを満たすものとしました。

- ①優越的な関係に基づく
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③労働者の就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

(3) パワハラ防止対策

事業主に対する雇用管理上の措置の義務付けに当たっては、パワハラの実態や事業主が講ずべき措置の具体的な内容を示す指針が策定されます。事業主はかかる指針を受けて具体的な措置を実行することとなります。

具体的には、上記パワハラの実態にかかる3つの要素の具体例、業務上の適正な範囲内の指導はパワハラに該当しないことやパワハラの実態例とともに、事業主が講ずべき措置として、職場のパワハラがあってはならない旨の方針の明確化や、パワハラが確認された場合の対処方法等の就業規則等への規定、相談等に適切に対応するために必要な体制の整備、相談者・行為者等のプライバシーの保護等が指針において示される予定です。

(4) セクハラ防止対策の強化・実行性向上

セクハラについても、上記基本的な考え方に沿って、労働者がセクハラに関する相談を行ったことや事実関係の確認に協力したことを理由として、解雇その他不利益取扱いの禁止が求められます。社外の労働者や顧客等からセクハラを受けた場合や社外の労働者に対してセクハラを行った場合の対応についても指針等で明確化されることとなり、雇用管理上の措置義務の対象となります。

また、紛争解決のための調停制度について、関係当事者の同意にかかわらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるような法整備が想定されています。

4 結語

パワハラ防止措置の義務化を巡っては、労働者側と経営者側の意見の対立もあり、今後の議論経過を注視する必要があります。いずれにせよハラスメントに対しては、昨今極めて高い関心が寄せられており、上記にみたとおり事業主側にはハラスメント防止に必要な具体的な措置を講ずることが求められますので、まずは再度社内の実態や体制、具体的な施策などを確認頂ければと思います。



弁護士

新澤 純
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正

第3回「自筆証書遺言制度の見直し、遺言執行者の権限の明確化等、相続人以外の者による貢献の考慮」

弁護士 新澤 純

1 はじめに

「連載:相続法改正」の第3回となる本稿では、相続法改正のうち、自筆証書遺言制度の見直し、遺言執行者の権限の明確化等、相続人以外の者による貢献の考慮、の3点について、ご説明させていただきます(なお、改正法の各条文における下線は筆者によります)。

2 自筆証書遺言制度の見直し

第968条(自筆証書遺言)

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の每葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。
- 3 (略)

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

遺言者の意思の正確性を担保するため、自筆証書遺言は厳格な要式行為とされていますが、他方で、あまりに厳格すぎると簡便性が損なわれてしまいます。本改正では、自筆証書遺言の利用を促進するという趣旨から、遺言本文に添付する財産目録について、要式性が緩和され、パソコンを利用したり、不動産の登記事項証明書や預金通帳の写し等を添付したりすることが可能になりました(部会資料24-2、21頁)。

施行時期・経過措置としては、2019年1月13日以降に作成された自筆証書遺言に適用されることになります(附則6条)。

(2) 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(2020年7月10日施行)

上記改正と併せて、「法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)」が制定され、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

従前、自筆証書遺言については、公正証書遺言とは異なり、法定の保管制度がなく、作成後の紛失や隠匿又は変造のおそれがあるとされていました。また、自筆証書遺言の存否を確認する方法がなく、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見されるなどして、相続人間で深刻な紛争を生じさせる原因にもなっていました。

そこで、今般、自筆証書遺言の保管制度が創設され、2020年7月10日より、法務局の所管のもとで、運用が開始されることになりました。本制度

を利用した場合、民法1004条1項の規定にかかわらず、家庭裁判所への検認手続は不要となります(遺言書保管法11条)。

3 遺言執行者の権限の明確化等

第1012条(遺言執行者の権利義務)

- 1 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
- 2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。
- 3 (略)

第1015条(遺言執行者の行為の効果)

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

(1) 遺言執行者の法的地位及び権限の明確化

改正の趣旨としては、遺言執行者の法的地位と権限を明確化し、遺言執行者と相続人とのトラブルの発生を防止するという点にあります。これにより、遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とするもので、必ずしも相続人の利益のために職務を行うものではないことが明確にされました(最判昭和30年5月10日民集9巻6号657頁参照)。

また、旧法1015条「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。」は削除され(代理人構成の否定)、遺言執行者の行為の効果は相続人に直接帰属することとされました。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1012条は、2019年7月1日以降に遺言執行者となる者に適用されます(附則8条1項)。

(2) 特定遺贈がされたときの遺言執行者の権限

特定遺贈がなされた場合、第一義的には相続人が遺贈義務者となりますが、遺言執行者がいる場合には、当事者適格を有するのは遺言執行者に限られます(最判昭和43年5月31日民集22巻5号1137頁)。改正法1012条2項は、従来の判例法理を明文化する趣旨であり、実質的な変更はありません。施行時期・経過措置は、上記と同様です。

第1014条(特定財産に関する遺言の執行)

- 1 (略)
- 2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下、「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。
- 3 前項の財産が預貯金債権である場合には、

遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 (略)

(3) 特定財産承継遺言がされたときの遺言執行者の権限

ア 特定財産承継遺言(いわゆる「相続させる」旨の遺言)に関する遺言執行者の権限

「相続させる」旨の遺言とは、「遺産のうち甲土地をAに相続させる」のように、特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言をいいます。

従前、不動産登記実務上、「相続させる」旨の遺言については、受益相続人が単独で登記申請することができることから(不動産登記法63条2項)、当該不動産が被相続人名義である限り、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しないとされていました(最判平成7年1月24日民集174号67頁)。

本改正では、従来の判例法理が変更され、不動産登記についても、遺言執行者が単独申請をして、遺言に基づく権利変更登記をすることができるようになりました。なお、従前通り、受益相続人による単独申請も引き続き可能です。

イ 対象財産が預貯金債権である場合

遺言執行者がいる場合、受遺者等に当該預金債権の對抗要件を具備させた上で受遺者等が自ら預金債権を行使するよりは、遺言執行者に預金債権の払戻権限を認め、遺言執行者に引き出した預金の分配まで委ねる方が簡便であり、また、受遺者の通常の意味に合致する場合が多いと考えられます(中間試案補足説明52頁)。

上記趣旨から、本改正では、「相続させる」旨の遺言の対象財産が預貯金債権である場合は、遺言執行者は上記對抗要件具備行為のほか、当該預貯金の払戻しの請求及びその預貯金に係る契約の解約申入れをすることができる旨の規定が新たに設けられました。

ウ 施行時期・経過措置

2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1014条2項～4項は、2019年7月1日以降に作成された「相続させる」旨の遺言にかかる遺言執行者による執行に適用されます(附則8条2項)。

第1013条(遺言の執行の妨害行為の禁止)

- 1 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
- 2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 3 (略)

(4) 遺言執行を妨害する行為をした場合の効果

遺言執行者がある場合に、相続人が執行を妨げる行為をした場合、その効力は無効となります(最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁)。改正法1013条2項は、従来の判例法理を明文化する趣旨です。もっとも、第三者の取引安全を図る趣旨から、「善意」の第三者は保護されます。従前、遺言執行者の関与なく相続人に預貯金を払い戻した場合、債権の準占有者への弁済(民法478条)として処理され、善意無過失が要求されたのに対して、改正法では善意で足り、金融機関に有利な内容となっています。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。

第1016条(遺言執行者の復任権)

- 1 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。
- 2 (略)

(5) 遺言執行者の復任権

従前、遺言執行者は、遺言者がその遺言に反対の意思表示をした場合を除き、やむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることはできないとされていました。

しかし、十分な法律知識を有していない相続人にとって、遺言執行が困難な場合もあることや、遺言の内容次第で遺言執行者の職務行為の一部について利益相反の関係に立つ場合もあることから、弁護士等の専門家に遺言執行を一任した方が適切な処理が期待できる場合も考えられます。そこで、遺言執行者の復任権が規定されました。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1016条は、2019年7月1日以降に作成された遺言にかかる遺言執行者の復任権に適用されます(附則8条3項)。

4 相続人以外の者による貢献の考慮

第1050条(特別の寄与料請求権)

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。
- 2～5 (略)

(1) 改正の趣旨

旧法では、寄与分(904条の2)が相続人にしか認められていなかったため、相続人以外の者の貢献を考慮し、相続における実質的公平を図る観点から、寄与行為をした相続人以外の者にも一定の財産を取得させる制度が設けられました。

(2) 特別の寄与制度の要件

特別寄与料を請求し得る者は、法制審議会における議論の末、「被相続人の親族」(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。)と規定されました。

特別の「寄与」は、無償の労務提供に限られます(療養看護は例示)。財産上の給付は認められません。

「特別」の寄与の意味について、立案担当者によれば、貢献の程度が一定程度を超えることを要求する趣旨であると説明されています(部会資料23-2、23頁、第23回議事録7頁)、具体的な認定基準については、今後の実務の積み重ねによります。

(3) 行使期間

行使期間は、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月間、相続開始の時から1年間とされています(除斥期間)(1050条2項但書)。

(4) 施行時期

2019年7月1日から施行されます。

【参考文献】

- ・日本弁護士連合会編「Q&A改正相続法のポイント」新日本法規
- ・金融取引法研究会編「一問一答相続法改正と金融実務」経済法令研究会

会社法制(企業統治法関係)見直しに関する要綱案について

弁護士 中 務 正 裕
弁護士 西 川 昇 大



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等



弁護士
西川 昇大
(にしかわ しょうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

第1 はじめに

法務省の法制審議会(会社法制部会:企業統治等関連)は、平成31年1月16日、会社法改正の要綱案をまとめ、公表しました¹⁾。

同要綱案では、(1)株主総会資料の電子提供制度、(2)株主提案権の制限、(3)取締役等に関する規律の見直し(取締役の報酬、会社補償、役員等賠償責任保険契約)、(4)社外取締役の義務付け及び活用等、(5)社債の管理、(6)株式交付制度が内容となっています。以下、要綱案の概要について説明し、今後の会社運営についてのポイントについても触れたいと思います。

第2 要綱案の概要

(1) 株主総会資料の電子提供制度

現行会社法では、株主総会資料を電磁的方法のみによって提供する方法は、株主の個別の承諾が必要とされているため(法299条3項)、現在、あまり利用されていません。要綱案では、株主の個別の承諾なく、株主総会資料(株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告ならびに連結計算書類)についてインターネットを通じて電子提供する制度が設けられました。株式等振替制度による振替株式を発行する会社には、電子提供制度の採用が義務づけられますが、改正法の施行の際に現に振替株式を発行している会社は、改正法の施行日に電子提供措置をとる旨の定めをとる旨の定款変更決議がなされたものとみなされ、別途株主総会決議は不要です。

電子提供の開始日は、株主総会の日(3週間前)の日(または招集通知の発送日のいずれか早い日)とされ、招集通知については2週間前(現状と同じ。但し、非公開会社については前倒し)とする案が採用されています。具体的には、株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主に対し、そのウェブサイトアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知することになります²⁾。但し、インターネットの利用が困難な株主に配慮し、株主から会社に対し、書面による資料の交付を要求する制度も設けられます。

電子提供制度は、企業にとっては、資料の印刷、郵送する時間やコストを削減するというメリットがあり、株主にとっては、早期に資料を吟味することが可能となるため、企業との対話が深まり、企業価値の向上に繋がることが期待されています。

(2) 株主提案権の制限

取締役会設置会社の株主が法305条1項(議案要領通知)に基づき株主提案をする場合において、株主提案権の濫用的行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案しようとする議案の数を10に制限するとされています。なお、役員等の選任・解任等に関する

議案は、その人数にかかわらず1つの議案と数えられます。

また、議案の目的が不正な利益を図るものである場合や、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある場合には、議案の提出が制限されるものとしています。

従前、特定の株主が膨大な議案を提案し、総会の進行に支障をきたす例が散見され、議案として不適切な例も見受けられました。今後は、会社側としても数を絞り、不適切な提案について拒めることとなったのは、総会改革にとっても大きな前進かと思えます。

(3) 取締役等に関する規律

① 取締役等の報酬に関する規律

取締役の報酬については、いわゆるお手盛りの危険がある一方、職務を執行する適切なインセンティブを付与するという重要な役割があります。要綱案では、報酬の透明性を図るため、①公開会社かつ大会社の監査役会設置会社で有価証券報告書の提出義務のある会社及び②監査等委員会設置会社では、取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会決議による会社法361条1項各号(①額確定しているものについてはその額、②額確定していないものについてはその具体的な算定方法、③金銭でないものについてはその具体的な内容)の定めがある場合には、その定めに基づく取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針を取締役会で決定することが義務づけられます。また、取締役は、株主総会において取締役の報酬等が相当であることについての説明義務(同条4項)があり、確定額である報酬についてもその対象となります。ただし、代表取締役に報酬の配分を任せるかどうかを株主総会に諮るとする部分は採用されていません。

また、取締役に対し、金銭でない報酬に関する規律が改められ、要綱案では株式や新株予約権を報酬とする場合の株主総会決議事項が明示され、業務連動報酬をより適切かつ簡易に付与できるようにしています。なお、取締役の個人別の報酬については、事業報告での開示義務は設けられていません。

現状の実務は、株主総会決議において取締役の報酬等の総額の最高限度額を定め、各取締役に対する配分額の決定は、取締役会の決定に委ねる場合が多く、個々の取締役がどれだけの報酬を受けるかといった事項に株主が意見を示すことはできませんでした。ゴーン前会長の摘発で揺れる日産自動車の場合には、ゴーン前会長に権力が集中し、報酬の分配が不透明であったことが指摘されており、このような社会的背景も今回の要綱案による改正を後押ししたものと思われます。今後、上場会社等では、報酬の配分が企業の方針

に沿っているかを株主の目からもチェックされることになりますので、報酬決定手続の整備が求められることになります。

②会社補償および役員等賠償責任保険契約(D&O保険)に関する規律

会社補償(役員等が職務執行に関して責任追及された場合に、株式会社が補償する制度)や役員等賠償責任保険契約(D&O保険)は、会社と役員との利益相反の問題がある一方で、役員としての優秀な人材の確保や、役員等が職務執行につき過度に萎縮することの防止という意義があります。しかし、現行会社法では、いずれに関しても規定がなく、その適否、手続、範囲等について解釈が確立されていません。そこで、要綱案ではこれらに関する手続や範囲等に関する規定が設けられました。

会社補償の範囲は、役員等が法令に違反したこと等により、その責任追及に係る請求をうけたことに要する費用や、その役員等が第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失が含まれますが、相当と認められる額を超える部分の費用や、悪意又は重大な過失があった場合の損失は除外されます。

(4) 社外取締役の義務付け及び活用等

社外取締役については、後述します。

(5) 社債の管理

会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債権者の保護のために社債管理者を定めなければなりません(法702条本文)、その確保が難しく、会社が社債管理者を定めない(同条ただし書)場合が多いことが指摘されています。そこで、要綱案では、会社が社債管理者を定めることを要しないときは、社債権者による社債の管理を補助することを第三者に委託することができる制度として、社債管理補助者制度を設けられました。なお、弁護士や弁護士法人等にも社債管理補助者としての資格を付与することが想定されています。

(6) 株式交付制度

現行会社法では、株式会社(買収会社)が他の株式会社(対象会社)を子会社とするために対象会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対する当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる制度としては、対象会社を完全子会社とする場合の株式交換による場合以外は、現物出資財産となるため、検査役の選任など手続が煩雑となります。そこで、要綱案では、完全子会社としない場合にも買収会社の株式を対価として交付できる株式交付制度を設けました。

株式交付制度では、会社が株式交付をする場合には、譲り受ける株式交付子会社(子会社)の株式の数の下限や対価として交付する株式交付親会社(親会社)の株式数などを記載した株式交付計画を、株主総会の特別決議で定める必要があり、決議がなされた場合、親会社は子会社の株主に対して通知を発します。子会社の株主で株式交付に応ずる者は、親会社に対し、申込を行い、株式交付計画に定めた効力発生日に、子会社の株式が親会社に譲渡され、当該株式の株主は、親会社の株主となります。

第3 社外取締役の義務付け及び活用等について

(1) 概要

今回の要綱案では、上場会社に加え、非上場の大企業(公開会社(株式譲渡制限がない)かつ大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)の監査役会設置会社で、有価証券報告書の提出義務のある会社)にも、社外取締役の設置が義務付けられたことが、主要な改正点の1つになっています。もっとも、平成30年7月時点で、東京

証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、平成30年7月時点で97.7%(市場第一部においては99.7%)となっているため、義務化は現状を追認する形ではありますが、法律で明記することにより、より一層ガバナンスの強化を図ることが狙いです。

(2) 業務執行の社外取締役への委託

実務上、株主と取締役の利益が相反する場合(MBOなど)や、少数株主と支配株主との利益が相反する場合(親子会社間の取引など)に子会社の取締役が支配株主である親会社の利益を図ることにより少数株主の利益が害されるおそれがある場合など、取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、社外取締役が経営陣から独立した立場から交渉等の行為をすることがあります。しかし、この場合、社外取締役がこのような行為をしたことが「業務を執行した」(法2条15号イ)ことに当たるとして、社外性を失うのではないかと指摘がされてきました。

そこで、要綱案では、社外取締役に期待される合理的な行為が妨げられることがないように、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとし、委託された業務の執行は、「業務を執行した」ことに該当しないものとされました。

第4 おわりに

社外取締役に期待される役割は、外部の意見を経営に反映させることにあります。要綱案のように、社外取締役の設置が法律上義務づけられたとしても、経営トップに意見が述べられなければ意味がありません。その意味で、社外取締役に、いわば「空気を読む」のではなく、「直言居士」の人材が求められていると言えますし、会社経営陣も、社外の視点からのアドバイスを受け入れる度量をもつことによって、経営において多面的かつ重層的な検討ができるものと思います。

また、社外取締役は、経営を外部からチェックし、不正や不祥事を防ぐことも大きな役割です。しかしながら、企業統治の優等生と言われ、早くから委員会設置会社として社外取締役を導入していた東芝において2015年に発覚した不適切会計や、2016年に見つかったアメリカの原子力発電の巨額損失を見抜けませんでした。内部情報を十分に持たない社外取締役に、業務の詳しい状況まで把握できないのも事実であり、内部統制システムの構築にあたっては、いかに社外取締役に監督が有効に機能する態勢を築くかという点も企業が整備しなければならない重要な課題です。

近時、企業不祥事が相次いで生じていますが、社外取締役も、「お客さん」のように役員会に出席するだけではなく、内部監査部門が機能しているか、不祥事が発生した会社の調査報告書で挙げられている原因などにに基づき、当社に応じた調査を要望し、自らそのチェックを確認するなど、不正や不祥事を防ぐために、積極的に関与すべき役割が求められていると言えます。

1 会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案(平成29年部会資料28-1) <http://www.moj.go.jp/content/001279742.pdf>

2 振替株式を発行する会社には、電子提供制度の利用を義務付けること、及び、掲載開始日を株主総会日の3週間前よりも早めるよう努める旨の規律を設けることが検討されています。

外国人材の受入れ拡大とマネロン・テロ資金供与対策

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

1 外国人材の受入れ拡大と金融機関における対応の必要性

昨年12月、新たな在留資格を創設する改正入管法が成立し、今年(平成31年4月)施行を迎えた。また、同じく昨年12月、同法の成立を踏まえ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策¹⁾」が了承されているところであり、今後ますます外国人材の受入れ拡大の流れが本格化していくことが想定される。

こうした流れに金融機関も無関係ではなく、上記総合的対応策の中では、施策の一つとして、「金融・通信サービスの利便性向上」も挙げられているところである。

具体的には、「外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。」としたうえで、以下の具体的施策が示されている。

- 全ての金融機関において、新たな在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号43》。
- こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。〔金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号44》

そのため、とりわけ預金取扱金融機関においては、共生社会の実現に向け、こうした要請に応じて円滑な口座開設を行うとともに、個別金融機

関及び業界団体の双方を通じた積極的周知等への対応も期待されることとなる。

2 来日外国人に関するマネロン・テロ資金供与リスク

その一方で、マネロン・テロ資金供与対策の分野においては、これまで来日外国人のリスクについて様々な指摘がなされてきたところでもある。

例えば、国家公安委員会が毎年公表している犯罪収益移転危険度調査書²⁾においては、マネロン事犯等の主体を分析した項目において、暴力団に次いで来日外国人が挙げられており、「来日外国人による組織的な犯罪の中で、マネー・ローンダリング事犯が敢行されている実態が認められ、中国人グループによるインターネットバンキング不正アクセスに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例が見られる。」「過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍別の検挙件数では、ベトナム、中国、フィリピンの順に多く、特に近年ではベトナムの検挙件数の増加が目立っている。」とされている。

また、マネロン事犯の検挙件数のうち来日外国人によるものは、同調査書によれば、平成29年中において27件で全体の7.5%を占めるとされていたところ、警察庁の「犯罪収益移転防止に関する年次報告書³⁾」によれば、平成30年中においては48件で全体の9.5%を占めるとされており、増加傾向にあるといえる。

さらに、来日外国人のうち留学生や技能実習生による口座売買が横行しているとの新聞報道もなされているほか⁴⁾、警察庁によると、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況について、「不正送金の一時送金先として把握した562口座のうち、名義人の国籍はベトナムが約62.8%を占め、次いで日本が約14.8%、中国が約13.3%であった。」とされている⁵⁾。

これらの指摘からは、一部ではあるものの、来日外国人による口座売買や、当該口座が組織的犯

罪に悪用されている実態もあることがうかがわれるところである。

このような認識を踏まえて、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を実施する中において、来日外国人をリスクがある顧客属性として把握し、それだけ慎重な対応をとっている金融機関が多いのが実情であると考えられる。

3 来日外国人に対する顧客管理のあり方

もっとも、慎重な対応といっても、外国人であることのみをもって合理的な理由なく謝絶等を行ってはならないことは、かねてより金融庁からも指摘されてきたところである⁶。実際、上記のような指摘があるとしても、当然ながら、来日外国人の全てが何らかの形でマネロン・テロ資金供与と関係する蓋然性が高いと言えるわけではない。そのため、来日外国人に対する顧客管理のあり方は、外国人材の受入れ拡大の流れにおける社会的要請と、厳しさを増すマネロン・テロ資金供与対策の要請との相克の中で、金融機関にとって悩ましい課題の一つといえるのではないだろうか。そうした中、来日外国人に対する顧客管理のあり方としては、例えば、以下のような対応が有効と考えられよう。

(1) 多言語対応

まず、上記総合的対応策にも挙げられている多言語対応である。優先対応すべき言語は各金融機関の判断によることとなろうが、来日外国人との意思疎通が言語的障壁によって十分なされないとすれば、手続きの迅速性や円滑性のみならず、口座開設時のリスク低減措置として行うべき適正な取引時確認等の措置の実施の妨げにもなり得る。

この点に関しては、顧客に示すべき預金規定等の書面の翻訳のほか、口頭の会話において、近年精度が向上している自動翻訳機器等を活用することも有効と考えられる。

(2) 受入れ企業との連携

次に、受入れ企業との連携も挙げられる。上記総合的対応策では、「受入れ企業は新たな在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号45》」とされており、例えば、口座開設時の同席が考えられるほか、金融機関からすれば、口座開設後の継続的顧客管理における協力体制を構築することも一案であろう。そうした関係の構築により口座開設が円滑になるのであれば、受入れ企業側にもメリットがあると考えられる。

(3) 口座売買に対する注意喚起・警告

このほか、すでに取組みが広がっているところであるが、口座開設の際、口座を売買することが犯罪であることを明示した

書面を交付し、注意喚起ないし警告を行うことも有効と考えられる。また、実際に口座売買が行われやすいのは帰国時や離職時等と考えられることから、受入れ企業との連携の中で、そうした時期を捉えて再度注意喚起ないし警告を実施してもらうことも考えられよう。

(4) 在留期間の把握と管理

最後に、在留期間の把握と管理が挙げられる。これについては、口座開設時における残りの在留期間が一定期間を下回る場合には口座開設を原則として認めないという側面と、そうした要件をクリアして口座開設を認めた後、在留期間が経過した際に、それ以降の口座利用を停止する等のリスク低減措置をとるという側面が考えられる。

このうち、特に後者においては、在留期間が経過した際に行うリスク低減措置の法的根拠が問題になる。一部金融機関においては、預金規定を改訂し、在留期間の届出義務を定めるとともに、照会に応じない場合や在留期間が経過した場合の取引停止等の措置を定めている例もあるが、そうした法的根拠が整備されていない場合、金融機関としては取引モニタリングの強化といったリスク低減措置しか取りえないこととなり、管理コストが上昇する懸念もあろう。

反面、そうした法的根拠を整備するにしても、例えば、在留期間を更新したにもかかわらず、その届出を失念していたために突如として取引停止等に直面する顧客が多く生じれば、無用のトラブルを生じさせかねない点にも留意すべきであろう。この点に配慮するとすれば、継続的顧客管理の一環として、在留期間の経過する一定期間前に、仮に在留期間を更新する際には届出を要する旨や、当該届出がなければ取引停止等の措置があり得る旨を通知し、必要な届出を促すという運用が考えられる。なお、これについても、受入れ企業との連携の中で行うことがあり得よう。

1 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryou3-2.pdf>

2 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk301206.pdf>

3 https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2018_zantei.pdf。なお、本URLは本稿執筆時点において公表されている暫定版のものであり、確定版が公表された際にはURLも変更される点に留意されたい。

4 日本経済新聞平成29年5月31日「外国人の口座売買が横行 留学生や技能実習生」等。

5 警察庁の広報資料「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（平成31年3月7日）の別添9頁。

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/H30_cyber_jousei.pdf

6 金融庁「マネー・ロータリング及びテロ資金供与対策に関する現状と課題」（平成30年8月）17頁。

新しく導入された独占禁止法の確約手続について

弁護士 岩城 方臣



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2016年4月
貝塚市行政不服審理員就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員就任

〈取扱業務〉
民事法務、一般企業法務
労働法務、事業承継
独禁法・下請法関係

1 導入の経緯

今般、独占禁止法に新たに**確約手続**という制度が導入され、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定)の発効日である平成30年12月30日に施行されました。確約手続とは、独占禁止法違反の疑いがある事業活動について、公正取引委員会(以下、「公取委」といいます)と事業者との間の合意により独占禁止法上の問題を自主的に解決する手続です。TPP協定において締結国はこの様な競争法違反の疑いについて合意に基づき自主的に解決する権限を競争当局に与えると定められていましたが、日本の独占禁止法にはこれを担保する規定がなかったため、TPP11協定の発効に伴い導入されました。

2 確約手続の内容

(1) 手続の特徴

現行の手続では、独占禁止法違反の疑いがある事業活動について公取委が調査を行い、違反行為が認められた場合は、事業者に「処分内容」を事前通知し、意見聴取手続を経た上で、排除措置命令や課徴金納付命令といった法的措置が採られます。これに対し、今般導入された確約手続は、調査開始後に公取委が「独占禁止法違反の疑いがある行為」を事業者に通知し、事業者側が改善のための計画を自主的に作成し、公取委が十分かつ実施可能な内容であると認めた場合に、違

反認定は行わずに法的措置を見送る制度です。独占禁止法違反の問題を事業者と公取委が協調して早期解決するという点に特徴があります。

(2) 手続の対象

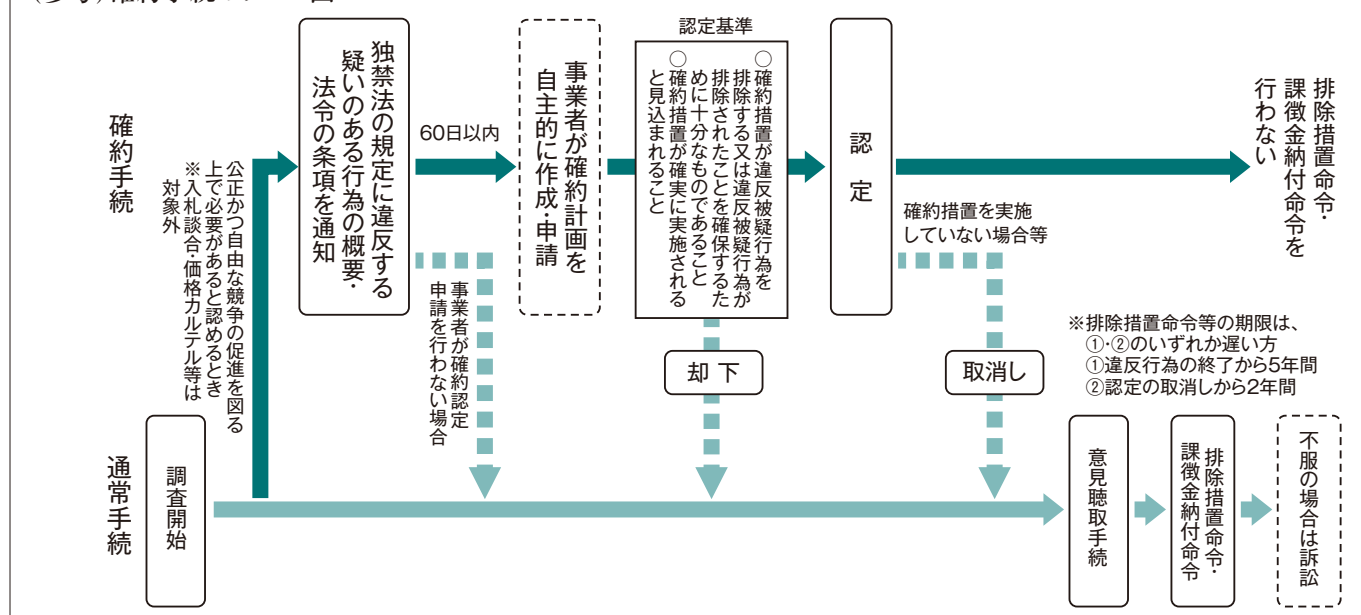
原則として、独占禁止法で禁止される全ての違反被疑行為が確約手続の対象となりますが、公取委が策定した確約手続に関するガイドライン(以下、「**確約手続対応方針**」といいます)において、①入札談合や価格カルテル等のハードコアカルテルにあたる被疑行為、②過去10年以内に法的措置を受けた違反行為と同一の被疑行為、③刑事告発が相当な悪質かつ重大な被疑行為は、確約手続の対象から外されています。なお、独占禁止法の特別法である下請法の違反被疑行為は確約手続の対象外となっています。

(3) 手続の開始

確約手続は、公取委が独占禁止法の違反被疑行為について調査を開始した後に、違反の疑いがあると考えた場合に、違反被疑行為の概要等を記載した**確約手続通知**を事業者に行うことにより開始します。課徴金減免制度(リーニエンシー)とは異なり、調査前の段階において事業者が自主的に申請して手続を利用することはできません。

既に行われた行為(施行日以前に行われた行為も含まれます)も対象となりますが、公取委が事業者に意見聴取手続の通知を行った後

(参考) 確約手続のフロー図



平成30年9月26日公正取引委員会「確約手続に関する対応方針」の策定及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の一部改定について(参考2) 独占禁止法に導入される確約手続の概要より (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/sep/kakuyaku/08.pdf>)

は、確約手続の利用はできません。

3 確約手続の流れ

(1) 確約認定申請

事業者が確約手続の利用を希望する場合は、公取委から確約手続通知を受けた日から60日以内に、**確約措置**が記載された**確約計画**を自主的に作成した上で認定の申請(**確約認定申請**)を行わなければならない、申請期間中に申請が行われなければ通常手続に戻り、調査が再開されます。また、確約認定申請をした後も、公取委が下記(5)の確約認定申請に係る処分を行うまでの間は、いつでも申請を取り下げることができます。確約手続の流れについては、本稿10頁に引用したフロー図もご参照下さい。

なお、申請期間の伸長は一切認められておらず、確約計画の内容について十分な検討期間を取ることができない恐れがありますので、確約手続による解決を希望する場合は、公取委の調査を受けた段階で、確約手続通知を受ける前から公取委に確約手続に関する相談を行うということも考えられます。

(2) 確約計画の認定要件

確約計画の認定を受けるためには、①確約措置の内容が十分であり、かつ②確約措置を確実に実施できると公取委から認められなければなりません。このうち、②措置実施の確実性に関しては、確約手続対応方針の中で、確約措置の内容が契約変更を伴うなど第三者との合意が必要な場合には、第三者との合意を確約計画認定の申請期間である60日以内に成立させなければならないとされていますが、書面による合意の締結に至らなくても、確約計画が認定された場合に契約変更を行うことについて第三者から事実上の了解を得ることで足りると考えられています。

(3) 確約措置の典型例

確約手続対応方針では確約措置の典型例が7つ示されていますが、これらに限定されず事案に即して個別具体的に判断されます。典型例として挙げられた確約措置は、確約手続対応方針の中で必要性や有益性について強弱をつけて表現されており、確約措置の決定や組み合わせを検討する際に参考になるものと思われます。

①「必要な措置の一つ」と表現されているもの

- i 違反被疑行為を取りやめている又は取りやめていることの確認を行うこと、及び違反被疑行為を行わないことの2点を取締役会等の意思決定機関において議決すること
- ii 確約措置の履行状況を公取委に報告すること(必要となる報告の回数は個別具体的な事案ごとに判断される)

②「必要となる場合がある」と表現されているもの

- i 違反被疑行為の取りやめ等を取引先等に通知又は利用者等に周知すること
- ii 定期的な監査や従業員に対する社内研修を実施するなど、コンプライアンス体制を整備すること
- iii 違反被疑行為が既存の契約を背景に行われている場合において契約内容を変更すること
- iv 競争秩序の回復のために事業譲渡や保有株式の売却等を行うこと

③「有益である」と表現されているもの

- i 違反被疑行為によって収受した利得額や取引先の実費損害額を取引先に返金することなどにより金銭的価値の回復を図ること

(4) 意見募集

公取委が、確約計画が認定要件に適合するか否かを判断するにあたり、広く第三者の意見を参考にする必要があると認めた場合は、意見募集が行われます。意見募集は、原則として30日以内の意見提出期間を定めてウェブサイト等を通じて実施され、確約計画の概要について意見がある者は誰でも公取委に意見書を提出することができます。

また、公取委は事業者の同意がなくても必要性があれば意見募集を行うことができますが、意見募集の際に業種・業界や事業者の社名が示されることも考えられますので、意見募集の際に自社が独占禁止法に違反したかのような印象を世間に与えることのないよう、公取委と十分に意思疎通を図ることが重要です。確約認定申請の際には手続が進んだ後に意見募集が実施される可能性についても考慮しておく必要があるかと思われます。

(5) 確約計画の認定申請に対する処分等

① 確約計画の認定

確約措置が認定要件に適合すると公取委が判断したときは、確約計画が認定されます。確約計画が認定されると、確約計画の認定が取り消されない限り、公取委による独占禁止法違反の認定は行われず、排除措置命令や課徴金納付命令の法的措置が採られることはありません。通常手続では、公取委の調査を受けた事業者は、違反被疑行為の取りやめから5年が経過しない限り、いつ法的措置のための意見聴取手続が行われるか分からないという不安定な状況に置かれますので、上記のように法的措置が採られない状況を確保することができる点が、確約手続の主要なメリットであると考えられます。

② 申請の却下及び認定の取消し

確約措置が認定要件に適合しないと公取委が判断したときは、確約認定申請が却下され、確約手続通知がなされるまで行われていた調査が再開されます。また、確約計画が認定されても、確約措置が実施されなかったり、虚偽又は不正の事実に基づいて確約計画の認定を受けたことが判明したときは、確約計画の認定が取り消され、この場合も調査が再開されることとなります。

③ 確約計画の認定に関する公表

確約計画が認定された場合は、全件について、確約計画の概要と認定に係る違反被疑行為の概要等が公取委から公表される運用となっています。確約手続対応方針は、公表に際し「独占禁止法の規定に違反することを認定したものではないこと」を付記するとしていますが、確約手続の利用にあたっては、公取委の公表内容が事業者のレピュテーションリスク上の懸念や営業秘密保護への配慮とのバランスが取られたものとなっているか、今後の実務上の運用も注視しながら判断する必要があるかと思われます。



弁護士

山田 晃久
(やまだ・あきひさ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
法政大学法科大学院

〈経歴大学院・役職〉
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新60期)
第二東京弁護士会登録
2011年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業再生支援全国本部
(プロジェクト・マネージャー)
2011年10月
原子力損害賠償支援機構(審議役)
2013年10月
弁護士法人中央総合法律事務所
入所
2017年12月～2019年3月
金融庁監督局専門調査員
(非常勤)

〈取扱業務〉
会社法務、商事法務、
金融法務、知的財産権、
倒産法務

プラットフォームビジネスにおける競争法上の問題

弁護士 山田 晃久

1 プラットフォームビジネスに関するルール整備に向けた動き

いわゆるGAFAに代表されるデジタル・プラットフォームのサービスをめぐって国内外で様々な議論がされています。我が国においても、2018年12月18日、経済産業省、公正取引委員会および総務省は、検討会での議論を重ね、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」(以下「基本原則」といいます。)を公表し、競争政策、情報政策、消費者政策などの観点から、プラットフォームビジネスに対するルール整備を検討していくと発表しています¹。

情報政策の観点では、とくに個人情報の取扱いについて、デジタル・プラットフォームによる個人情報の利用がユーザーにとって不透明であるとの問題が指摘されています²。消費者政策の観点では、利用規約がユーザーにとって一方的に不利であるとの問題が指摘されています。他方、競争政策の観点では、データの独占によって競争環境が歪められるとの問題が指摘されていますが、他の観点と比べると、イメージしにくいかもしれません。

そこで、本稿では、プラットフォームビジネスにおける競争法上の問題を掘り下げることとします。

2 プラットフォームとは何か

プラットフォームについて、明確な定義はありませんが、複数の者を結びつける場またはその役割を担う者と捉えることとします。プラットフォーム

は、大雑把に、以下の2類型に分けることができます。

- ①取引仲介型(ECモールや予約サイトなどのBtoC、フリマサイトなどのCtoCといった、ユーザー間の取引を仲介するもの。プラットフォーム事業者の主な収入は加盟店や出品者からの手数料。)
- ②非取引仲介型(SNSや情報サイトなど、ユーザー間の取引を仲介しないもの。プラットフォーム事業者の主な収入は広告事業者からの広告料。)

3 プラットフォームと競争法

プラットフォームに対する競争法上の懸念は、ユーザーの選択肢が狭まることによって生じる「競争者排除」や「利益搾取」の弊害にあります。独占禁止法の行為類型では、前者は(排除型)私的独占や不公正な取引方法(排他条件付取引、拘束条件付取引)の問題となり、後者は不公正な取引方法(優越的地位の濫用)の問題となります。

プラットフォームは、ネットワーク効果が働きやすく、独占化・寡占化が進みやすいと言われています。例えば、アマゾンなどの取引仲介型のECモールに関しては、多くの加盟店が集まれば集まるほど購入の機会を求めて多くの消費者が集まり、多くの消費者が集まれば集まるほど販売の機会を求めて多くの加盟店が集まるので、どんどん規模が拡大していきます。フェイス

ブックなどの非取引仲介型のSNSに関しても、多くのユーザーが利用すればするほどコミュニケーションの利便性を求めて更なるユーザーが増えるので、同じくどんどん規模が拡大していきます。

プラットフォームは規模が拡大するほど利用者にとって多大な便益をもたらしますが、その一方で、スイッチングコストが高くなり、他のプラットフォームに切り替えることが難しくなります。このことを「ロックイン効果」とも呼んだりします。そうすると、サービスの質が低下したり、サービス料金を課金されたりしても、やむなく受け入れざるを得なくなるおそれが生じてきます。たとえば、フェイスブックやツイッターのアカウントは様々な第三者のサービスと連携していますが、いったん退会するとこれらのサービスも新たに設定しなおす必要が生じるため、退会したくても退会できないユーザーは少なくないと思います。

このような状況で、仮にプラットフォームがユーザーに対して他のプラットフォームを利用しないよう不当に働きかけ、それがプラットフォーム間の競争を制限・阻害するものとなれば、(排除型)私的独占や不公正な取引方法(排他条件付取引、拘束条件付取引)の問題となります。同様の状況で、プラットフォームがユーザーに対して不当に課金等を行えば、不公正な取引方法(優越的地位の濫用)の問題となります。最近の報道によれば、公正取引委員会は、アマゾンが規約を変更して加盟店にポイント還元の原因を負担させていることが優越的地位の濫用に当たるのではないかとということで、実態調査に乗り出すようです³。

4 消費者保護的な法適用の動き

プラットフォームと競争法上の問題は、これまでECモールなどの取引仲介型のプラットフォームと加盟店事業者との間の取引で議論されていましたが、最近の議論は、プラットフォームと消費者との間の取引にシフトしています。

プラットフォームは、ユーザーである消費者の属性情報や購買・行動履歴といった個人データを収集し、これらを活用して競争力を高めているわけですが、多くは消費者から料金を徴収しているわけではないので、消費者の利益を搾取しているようには見えません。しかしながら、プライバシーの観点で個人データにある種の人格的な利益を認めると、プラットフォームが優越的な地位を背景に消費者から利益を搾取していると観念することができ、優越的地位の濫用規制を適用する余地があるとも考えられます。

報道によれば、公正取引委員会は、巨大なIT企業などのプラットフォームが不当に個人情報を集めた場合は優越的地位の濫用として独占禁止法を適用するとの方針を固め、今夏を目処にガイドラインを策定するとのこと⁴。従来見られなかった消費者保護的な考え方も見て取れますが、プラットフォームの概念は多義的・抽象的であるため、このガイドラインが様々な業種・業態に影響し、萎縮効果を生じさせることにならないかも懸念されるところであり、どの事業者にとっても留意しておくべきトピックかと思います。

1 2018年12月18日経済産業省ニュースリリース。

2 最近の事例として、本年1月、フランスのデータ保護機関がグーグルに対してGDPRに基づく約62億円の制裁金を課しました。ユーザーの個人データを処理し、ニーズを予測して広告を表示する仕組み(パーソナライズ広告)が、十分な情報提供と明確な同意取得に基づかないとして、法的根拠を欠いていると認定されています。

3 2019年2月26日配信日本経済新聞電子版。

4 2019年3月6日配信朝日新聞デジタル。



弁護士
大口 敬
(おおぐち・たかし)

<学歴>
私立聖光学院高等学校
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

改正入管法

1 はじめに

改正入管法が2019年4月1日より施行されることになり、新たな在留資格が設けられることになりました。人材不足の解消となる期待の声や移民政策とする批判の声など話題になりましたが、多くの皆様にとってはそもそも入管法自体に馴染みがないのではないのでしょうか。本稿では、まずは入管法の概要を説明した上で、今回の改正のポイントを説明させていただきます。なお、本稿は、当職が留学生向けに開催した改正入管法のセミナー資料に相当の改変を加えたものです。

2 入管法の基礎知識

(1) パスポートとビザ

海外に行くはパスポートが必要だということは皆様ご存知でしょう。パスポートというのは各国が自国民に対して発給する身分証明書です。しかし、原則としては、海外に行くにはパスポートのみならずビザ(査証)が必要です。ビザというのは各国が外国人に対して入国に先立ち発給する入国推薦とパスポートの有効性を証明するものです。すなわち、ある国民が海外に行こうとする場合、自国と行き先の国の両方からの証明書(パスポート及びビザ)が必要ということになります。ここで、海外旅行に行かれた方の中にはビザなど取得した経験がないと疑問に思われる方もいるかもしれませんが、日本は多くの国々から短期滞在(期間は国による)であればビザ免除措置を受けているためです。

(2) 在留資格

さらに、日本では、ビザ制度とは別途に、外国人の出入国を管理する方法として在留資格制度を採用しています。在留資格とは日本において行うことができる活動内容と期間が定められるもので、日本に滞在する外国人はその在留資格により定められた活動内容と期間に限定されて日本に滞在することが可能になります。在留資格は、その性質から活動による在留資格、身分による在留資格に分類できます。

①活動による在留資格

活動による在留資格は、雇用企業との契約や留学などに基づくものであり、当該活動に限定して入国を認めるもので、在留資格以外の活動は原則として認められていません。なお、「就労ビザ」という言葉もありますが、正確にいうと「就労ビザ」というものが存在するわけではなく、就労を可能にする在留資格が付与されるものです。

弁護士 大口 敬

代表的な 在留資格	例
高度専門職	高度人材
経営・管理	外資系企業等の経営者・管理者
研究	研究者
技術・人文知識・ 国際業務	機械工学等の技術者 通訳、デザイナー、私企業の語学 教師、海外取引業務
技能実習	技能実習生
留学	大学、短期大学、高度専門学校 及び高等学校等の学生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
短期滞在	観光客、会議参加者

②身分による在留資格

身分による在留資格は、国際結婚など当該外国人の固有の身分事項により付与されるもので、就労活動に制限はありません。その意味で、活動による在留資格と身分による在留資格では大きな質的な差異が存在します。

在留資格	例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の 配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の 配偶者等	永住者の配偶者及び日本で出生し 引き続き在留している子
定住者	特別な理由により一定の在留期間 を指定して居住が認められる者

(3) 在留期間の更新

在留資格には在留期限が設けられています。在留期間が過ぎると不法滞在(いわゆるオーバーステイ)となりますので、在留期間を超えて在留資格と同一の活動を行うためには、在留期間満了前に在留期間の更新手続きが必要になります。就労可能な在留資格の場合は、在留期間「1年」「3年」「5年」となっているものがほとんどです。在留期間を更新するには、在留資格該当性及び更新の相当性が要求されます。同じ企業、同じ職務内容で勤務し続ける場合は、比較的簡単に在留資格の更新が認められる傾向にあります。他方で、同じ職務内容でも違う企業で働く場合、後述の在留資格の変更にはあたりませんが、新規に在留資格を取得するのと変わらない審査が行われます。

(4) 在留資格の変更

外国人は、在留資格の範囲内でしか日本国

内の活動が認められておらず、別の在留資格に属する活動を行おうとする場合は、原則として別の在留資格に変更しなければなりません。例えば、留学の在留資格で来日した留学生が卒業後に日本で就職するにあたっては、就職先の職種に応じた在留資格に変更することになります。在留資格の変更を行うには、新たに取得しようとする在留資格の在留資格該当性のほか変更を認める相当性が必要となります。

(5) 資格外活動許可

前述のとおり、外国人は在留資格の範囲内でしか日本国内での活動が認められていないのですが、アルバイトをしている留学生が多くいることも周知の事実だと思います。もともとの在留資格を維持しながら、在留資格外の活動をする場合には、「資格外活動許可」を取得することで在留資格外の活動も可能となります。

ただし、あくまで在留資格の範囲内で活動することが前提ですので、留学生は学業に支障の出ないよう一定の要件(①1週間28時間以内、②夏休み、冬休みは1日8時間以内といったルール)の下で認められることになります。

3 在留資格「特定技能」の新設

(1) 「特定技能」とは

今回の入管法改正では、特定産業分野(介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業)の14業種について、新たに「特定技能」という在留資格が設けられることになりました。特定技能はその要件や期間の違いにより1号、2号に分けられます。

①特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・在留期間:1年、6ヶ月または4ヶ月ごとの更新(更新の上限は通算5年)
- ・技能水準:試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・家族の帯同:原則不可
- ・受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象

②特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・在留期間:3年、1年または6ヶ月ごとの更新
- ・技能水準:試験等で確認
- ・日本語能力水準:試験等での確認は不要
- ・家族の帯同:要件を満たせば可能
- ・受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象外

新設された特定技能の範囲となる14種の特定産業分野と同一又は類似の活動にかかる、高度専門職、技術・人文知識・国際業務、介護、技能といった在留資格も存在するところ(例えば、もともと在留資格「介護」も存在するのですが、特定産業分野に介護も含まれます。しかし、日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得する者を対象とするなど、在留資格「介護」の取得のハードルは高いもので、在留資格「介護」の取得状況は伸び悩んでいるのが背景にあります。)、特定技能1号は技能水準としてはそれらの在留資格の水準ほどには要求されないものの、技能実習以上の技能水準を求めるといえるものです。

(2) 「特定技能」の在留資格の取得

特定技能1号の在留資格は、技能実習2号を修了又は技能及び日本語試験に合格することにより取得が可能です。

ただし、特定技能1号は家族帯同が不可、在留期間が最長5年(それ以上の更新不可)など、活動に制限があります。

そこで、さらに高度な試験に合格し「特定技能2号」の在留資格を取得することで、在留期間の上限や家族帯同制限を外すことができます。ただし、現時点では、「特定技能1号」から「特定技能2号」に移行できる職種は、特定産業分野のうち、建設、造船・舶用工業の2種類に限定されています。

(3) 受け入れ機関

特定技能の在留資格を持つ外国人を受け入れる機関においても、①外国人と結ぶ雇用契約が適切(報酬額が日本人と同等以上)、②機関自体が適切(5年以内に出入国・労働法令違反がない)、③外国人を支援する体制あり(外国人が理解できる言語で支援できる)、④外国人を支援する計画が適切(生活オリエンテーションなどを含む)といった基準を満たしている必要があります。その上で、受け入れ機関は、これらの要請を確実に履行した上で、出入国在留管理庁への各種届出を行う必要があります。

(4) まとめ

今回の入管法の改正は新たに在留資格を設けるもので、既存の在留資格に比して、外国人に対してかなり労働の窓口を広げるものとなっています。法律としては政令にゆだねる部分が多い点が国会でも大きな批判を浴びたところではありますが、企業の深刻な人手不足に対応するものであり、これまで技能実習制度の濫用がなされていた部分をクリアにしようという積極的な側面もあるものです。今後外国人人材を積極的に登用する企業も必然的に増えてくると思われ、現在は2種類に限られている特定技能2号が今後広がりを見せる可能性もあり、外国人人材の登用を検討される企業は入管法の動きに着目されてはどうでしょうか。

労務アドバース⑰

～弾力的な労働時間制度～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 富 川 諒 弁護士 山 越 勇 輝
弁護士 新 澤 純

1 はじめに

前は労働時間に関する法規制を取り上げましたが、今回は規制の例外として法令上認められている弾力的な労働時間制度について、それぞれ趣旨や効果を比較しながらご説明いたします。

2 変形労働時間制(労基法32条の2、同32条の4、同32条の5)

(1) 内容

変形労働時間制とは、1日8時間・1週40時間と労基法により規制されている労働時間(法定労働時間)を一定期間の中で弾力的に配分することができる制度です。対象期間中は一定の範囲内で特定の日・週について法定労働時間を超えた労働時間の設定が可能となり、業務の繁忙がある業態に向いています。対象期間は1ヶ月以内、1年以内(1ヶ月超)、1週間単位で設定可能ですが、1週間単位の変形労働時間制は、常時30人未満の労働者を使用する小売業、旅館、料理店、飲食店の事業に限られています。

(2) 要件

対象期間の起算日を決め、シフト表や会社カレンダー等で対象期間全ての労働日ごとの労働時間をあらかじめ具体的に設定した上で、労使協定を締結するか、又は就業規則に規定し、労基署に届け出る必要があります。対象期間中の労働時間は、1週間あたりの平均労働時間が40時間(一部例外有り)を超えないように定めなければなりません。制度によっては、1日や1週の所定労働時間、連続労働日数、1年の所定労働日数に上限が定められている場合があります。

(3) 留意点

予め設定したシフト(労働時間)を変更することは例外的な場合にしか認められません。また、法定労働時間を超える労働時間を定めた日・週でも、予め設定した労働時間を超えて労働した時間については割増賃金の支払いが必要となります。さらに、妊娠婦(妊娠中及び産後1年を経過しない女性)は、本人が使用者に請求を行えば、変形労働時間制を採用していても法定労働時間を超えて働かせることができません。

3 フレックスタイム制(労基法32条の3)

(1) 内容

フレックスタイム制とは簡潔に説明すると、出社と退社の時刻を各労働者が自由に決定できる制度です。一般的なフレックスタイム制は1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出社又は退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)と分けていますが、全てをフレキシブルタイムとすることも可能です。

変形労働時間制が、使用者が勤務シフトを決定するのに対し、フレックスタイム制は、労働者が始業・終業時刻を自主的に決定する点に違いがあり、チーム内での連携よりも個人での業務が中心となる労働者がいる職場に向いている制度といえます。

(2) 要件

本制度の導入を就業規則に定めるとともに、対象とする労働者の範囲、対象期間(清算期間)、清算期間中の総労働時間等を労使協定で定める必要があります。総労働時間は、「1週間の法定労働時間×(清算期間における暦日数÷7)」以内に定めなければなりません(但し、完全週休2日制を実施している場合について特例有り)。なお、清算期間の上限は1ヶ月と定められていましたが、働き方改革関連法により3ヶ月に延長されました(平成31年4月1日施行)。

(3) 留意点

実労働時間が労使協定で定めた総労働時間を超える場合、超過分が所定外労働時間として取り扱われます。所定外労働時間のうち、「1週間の法定労働時間×(清算期間における暦日数÷7)」の枠を超える部分については割増賃金が発生しますが、この枠を超えない部分の割増賃金支払いの要否については、使用者と労働者との契約関係に委ねられます。このように、フレックスタイム制を採っていても一定の枠を超える労働時間には割増賃金が発生するため、対象労働者についても始業・終業時刻の管理が必要であることに変わりはありません。

コラム



最近娘が「パパ」と言いながら満面の笑みでアンパンマンのぬいぐるみに駆け寄ります。いつか報われる日が来ると信じて、私は頑張って働こうと思います。

全国のパパ、育児休暇はちゃんと取りましょう。

(柿平)

働き方改革関連法の目玉の一つに、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の「同一労働同一賃金」の義務付けがあり、来年4月に、まず大企業から施行されます。一年後の改正法施行を控え、契約社員向けの手当を新設するなどの対応を行う企業も出てきていますが、今後、過重労働対策と共に、労務管理上の重要な課題となっていくことは間違いなさそうです。(岩城)

パワハラやセクハラ等のハラスメントに対する関心が高まっています。「昔は問題なかった」という認識のままであるとすれば、身内であった従業員から予想だにしない請求を受けることとなります。企業として対応は喫緊の課題です。パワハラ防止措置を盛り込んだ法案の整備が現在進められています。本号3頁にて当職が現況を整理しましたので、是非ご参照いただければと存じます。(山本)

4 事業場外みなし労働時間制(労基法38条の2)

(1) 内容

事業場外みなし労働時間制は、労働者が事業場施設の外で業務に従事する場合について、一定の要件を満たしたときに、労働者が何時間働いたかにかかわらず、所定労働時間(就業規則等により定められた労働時間)労働したものとみなす制度です。所定労働時間を超えて労働した場合でも時間外労働とはならず割増賃金の支払いが不要となりますが、事業場外での労働が実際には所定労働時間内で終わるような労働でない場合には「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」が労働時間としてみなされます。

(2) 要件

①労働者が労働時間の全部又は一部を事業場外で従事した場合において②使用者の具体的な指揮監督が及ばず労働時間の算定が困難なときに、所定労働時間労働したものとみなす旨を就業規則で定める必要があります。②の要件は厳格に解されており、例えば事業場外の労働者グループの中に労働時間を管理する者がいたり、携帯電話等により随時使用者の指示を受けながら事業場外で労働している場合には、本制度は適用できません。労使協定は法定の要件ではありませんが、常態として事業場外労働が行われる場合は労使協定の締結が望ましいものとされており、労使協定によって「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」を定めることも可能です。

(3) 留意点

みなし労働時間が法定労働時間を超える場合は割増賃金の支払いが必要となります。要件を満たさないまま本制度が運用されていた場合、労働時間のみなし効果は生じず、法定労働時間を超過する実労働時間について割増賃金の不足分を支払う義務が生じます。

5 裁量労働制(労基法38条の3、同38条の4)

(1) 内容

業務内容が高度に専門的あるいは企画的で労働者の裁量の幅が大きく、労働の量よりも質や成果によって報酬を支払うのに適した労働者について、実際の労働時間数に関係なく労使協定等で定める時間数労働したものとみなす制度で、みなし労働時間制の一種となります。

(2) 要件

① 専門業務型裁量労働制

専門性が高い業務に従事する労働者を対象とする裁量労働制です。対象業務は法令で定められたものに限定され、現在、新商品や新技術の研究開発業務や情報処理システ

ムの分析・設計業務等の19種類の業務が認められています。手続的には、就業規則への規定と法定の要件を定めた労使協定の締結・届出が必要となります。

② 企画業務型裁量労働制

事業の運営に関する事項について企画・立案・調査・分析する業務で、遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、使用者が業務の遂行手段や時間配分に具体的な指示を行わないものを対象とする裁量労働制です。現行の人事制度の問題点を指摘して新たな制度を策定するなどの高度な業務が対象として考えられており、厚労省の指針でも、単純なデータ入力や給与計算処理、個別の営業活動等は対象業務になり得ないとされています(なお、働き方改革関連法の法案には本制度の適用範囲を法人への提案型営業等に拡大する条項が盛り込まれていましたが、労働実態の調査データの不備が発覚し、今回の法改正からは削除されました)。また、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を対象としなければならず、少なくとも3年から5年程度の職務経験を有する必要があると考えられています。

手続的には、使用者と当該事業場の労働者の代表者により構成される労使委員会を設置し、対象業務・対象労働者の具体的範囲やみなし労働時間数等を5分の4以上の多数決により決議して労基署に届け出た上で、さらに個別に対象労働者の同意を得なければなりません。

(3) 留意点

裁量労働制を採っていても、みなし労働時間数が法定労働時間を超える場合や深夜時間帯は割増賃金が発生するため、労働時間の適正な把握が必要となります。また、働き過ぎや対象労働者とのミスマッチを予防するために、健康・福祉確保措置や苦情処理措置が義務づけられています。

なお、改正職安法(平成30年1月施行)により、裁量労働制が適用される場合は、募集・求人時にその旨を明示するよう義務づけられました。

6 まとめ

大きく分けると、上記2・3が日・週の労働時間規制の例外を認める制度であるのに対し、上記4・5は労働時間の算定方法の例外を認める制度といえます。各制度には法令等により要件が厳格かつ詳細に定められていますので、要件を備えないままの制度導入や違法な運用により労基署から指導や是正勧告を受けることのないよう、制度導入の際に専門家のチェックや助言を受けることが推奨されます。

平成における最も大きな時代の変化は、ITの進歩だと思います。私が若い頃には、手のひらサイズの携帯電話をもって出掛け、いつでもどこでもインターネットにアクセスして様々な情報を収集し、友人や顧客とメールで連絡し合うことがこんなにも当たり前になるとは夢にも思いませんでした。新元号の下、旧態依然としている司法業界にも大きな変革が起きるように思います。(西中)

ついに働き方改革法案が施行されました。デューデリジェンスをしていると、働き方改革への関心が薄い、社内体制の整備が追いついていないという企業がそれなりに見受けられます。罰則の対象となる事項も含まれますので、これを機に、社内体制を見直していただければと思います。もちろんお手伝いさせていただきますので、いつでもご相談下さい。(富川)

ここ最近、著作権の勉強をするのがブームです。知財関係は、訴訟になることはほとんどないのですが、ご相談はわりと多いと思います。AIやビッグデータなど、今後は時流に乗り遅れず、情報関係の法分野についても勉強していきたいと思っています。(山越)

最近は大阪弁護士会の労働専門法律相談を数回程度担当させて頂いています。当事務所では会社側の観点から労務問題を取り扱うことが多いのですが、労働者側の観点で労務問題を考えてみたときに、新たな発見をすることがあります。物事には常に両面があると考えて、普段から様々な視点から考察するように心掛けたいと思います。(新澤)



弁護士
祐川 友磨
(すけがわ・ゆうま)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
東京弁護士会登録
2018年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
一般企業法務、金融法務、
M&A、企業再編、破産/再生、
人事/労務、一般民事事件、
家事事件、刑事事件

労働判例紹介

所有権留保特約と譲渡担保権設定の優劣

～最高裁判所第二小法廷判決平成30年12月7日裁時1713号3頁～

弁護士 祐川 友磨

1 はじめに

本判決は、金属スクラップ等の継続的売買契約において目的物の所有権が代金の完済まで売主に留保される旨が定められた場合に、買主が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けた者は代金完済未了の金属スクラップ等につき売主に上記譲渡担保権を主張することができないとの判断を示したものである。

以下、本件においてなされた所有権留保と譲渡担保の優劣に関する最高裁判所の判断を、事案の概要とともに紹介する。

2 事案の概要

(1) 事実関係

Y株式会社(以下「Y」)は、A株式会社(以下「A」)に対して電線屑等の金属スクラップを継続・反復して売却する取引を行い、Aが代金を完済するまで売買目的物の所有権を留保する旨合意していたところ、Aの支払停止に伴い、留保所有権に基づき、工場内に保管されていた金属スクラップ等(以下「本件動産」)について動産引渡断行の仮処分命令を取得し、これに基づき本件動産を当該工場から引き揚げ、処分した。

一方、株式会社X(以下「X」)は、Aに対して融資を行い、これを担保するため、Aが同社の工場内において保管する在庫製品等に対して集合動産譲渡担保の設定を受けていた。

本件は、Xが、本件動産について、XとYとは対抗関係に立ち、留保所有権につき対抗要件を具備しないYは、集合動産譲渡担保権につき対抗要件を備えるXに対抗できないから、Yによる本件動産の処分行為はXに対する不法行為を構成し、又は、これにより得た利益はXとの関係で不当利益に当たると主張して、不法行為又は不当利益(選択的請求)に基づき、Yに対し、5000万円(本件動産の価格に相当する金額)及びこれに対する遅延損害金又は民法704条所定の利息として、平成27年1月22日(上記仮処分命令の執行終了の翌日)から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による金員

の支払を求めた事案である。

(2) 第1審の判断

「目的物の所有権は、代金の完済までは移転しないことになるのであるから、代金が完済されていない本件動産について、Aがその所有権を取得したものと認めることはできない」、「したがって、本件譲渡担保は、Aの所有しない本件動産に係る部分については無効であるといえるから、原告が、本件動産についての譲渡担保権を被告に対して主張することはできない」とした上、「Xは本件動産について有効な譲渡担保権を取得しておらず、Yは、対抗要件の具備なくして、本件動産についての自らの留保所有権をXに主張することができるから、Yが対抗要件を具備しているかどうかについて判断するまでもなく、Yによる本件動産の引き揚げ及び処分が、Xとの関係で不当利得又は不法行為を構成するものと認めることはできない」と判示した。

(3) 原審の判断

「本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められており、本件動産のうち、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなる。これを前提とすると、当該部分について本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできないものと解される」とした上、Aによる代金の完済により留保所有権が消滅したと認められる本件動産の価格相当額である177万7154円についてのみ不法行為が成立するものとした。

(4) 上告受理申立て理由

「本件売買契約において、本件条項に基づきYが本件動産の所有権を留保することは本件動産の所有権をYからAに移転させた上でAがYのために担保権を設定したものとみるべきであるにもかかわらず、本件動産につき、その所有権がYからAに移転しておらず、XがYに対して本件譲渡担保権を主張することができないとした原審の判断には、法令解釈の誤り、判例違反がある。」

3 判旨

「本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってYからAに移転し、その完済まではYに留保される旨を定めたものである。

本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。

以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することができない。」

4 分析・解説

(1) 問題の所在

「所有権留保」とは、売買代金の完済前に売買目的物が買主に引き渡されるかたちの売買契約において、未払いの代金債権を担保する趣旨で、特約などに基づき、売主が、代金の完済までその目的物の所有権を留保することをいう。

これに対して、「譲渡担保」とは、債務担保のため目的財産（とくに所有権）を債務者または物上保証人から債権者に移転し、債務が弁済されると設定者に復帰するが、債務不履行が生ずると債権者はその財産につき私的実行の方法によって優先弁済を受けることができる判例方上の物的担保制度である。

所有権留保及び譲渡担保は、いずれも民法その他の法律に定められた担保手段ではなく、変則的な担保手段であることから、非典型担保と呼ばれる。

これらの非典型担保については、その法的構成が問題とされてきた。すなわち、目的物の所有権が上記の非典型担保の設定を受けた者（以下、「被設定者」）に完全に移転し、設定をした者（以下、「設定者」）には何らの物権も残らない状態となるとする「所有権的構成」を取るべきか、被設定者を完全な所有権者とせず、設定者にも何らかの物権が帰属しているとする

「担保的構成」を取るべきかが問題とされてきたのである。

本件のように、売買契約上に売主に所有権が留保された後、目的物について譲渡担保権が設定された場合、いずれを優先すべきかについては、上記のいずれの法的構成を採用するかにより変化しうる。所有権的構成では、代金が未払いの間、所有権は売主の下に留保される結果、買主は目的物について譲渡担保権を設定することができない。これに対し、担保権的構成では、買主は、売主から目的物の所有権を取得するため、譲渡担保権を設定することができ、売主と譲渡担保権者とのいずれを優先すべきかは、対抗要件具備の先後（不動産や自動車の場合は登記・登録の先後、動産の場合は引き渡しの先後）で決定されることとなる。

(2) 本判決における判断

本判決は、当事者間で締結された売買契約の構造を分析した上で、「売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するもの」であるとして、所有権的構成を採用し、売主に対する所有権留保と、買主が設定した譲渡担保権は対抗関係に立たず、所有権留保が優先する旨判示した。

なお、上記判断と、民事再生手続において留保所有権を別除権として扱い、対抗要件の具備を求めた最高裁判所平成22年6月4日第二小法廷判決（民集64巻4号1107頁等）との整合性については、原審において判断がなされている。すなわち、「法的倒産手続の開始後において、債務者の財産に係る担保権の行使につき登記・登録等の具備が要求される（破産法49条1項、民事再生法45条1項等）のは、個別の権利行使が禁止される一般債権者と法的倒産手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図る趣旨と解され、これらの規定が担保権相互の優劣関係を規律するものとはいえない」のである。

5 最後に

本判決により、企業の信用力の補完のため、原材料・仕掛品・商品等の在庫を担保として把握するABL（アセット・ベース・レンディング）等、動産譲渡担保を利用した融資の実務においても趨勢とされていた、所有権留保が対抗力なくして優先するとの見解が確認された。かかる融資方法を実行する際には、借主と仕入先との契約内容を精査して、所有権留保特約の有無を確認するとともに、所有権留保特約の不存在を表明保証条項により担保する等して、リスクを回避する必要があることが明白となった。

【参考文献】

新版注釈民法(9)(改訂版)
担保物権法[第4版](道垣内弘人)
金融法務事情No.2091 71頁以下
最高裁判所判例解説民事篇平成22年度(上)376頁

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 江 藤 寿 美 怜

1 「Globalaw」とは

世界165都市、約4500人の弁護士が加盟する国際的法律事務所ネットワーク、それが「Globalaw」です。加盟する法律事務所によって、世界中の大半の国・地域がカバーされており、各国・地域の事務所が提携することによって、取引や紛争処理などの国際案件に対し、広範な情報と高度な専門性をもって対応することが可能となっています。弊所は、2010年にGlobalawに加盟して以降、国際案件の対応能力を強化するとともに、案件解決のスピードアップ、コストパフォーマンスの向上を実現して参りました。

今回は、近時弊所がGlobalawを通じて行った業務のうち、アジア太平洋地域に属する事務所との協業案件について、弊所が協力を行った業務と弊所が協力を受けた業務に分け、いくつかご紹介させていただきます。



2 弊所が協力を行った業務

(1) Legal Advisory Council Limited Companyへの協力

弊所は、タイのバンコクにあるLegal Advisory Council Limited Companyから依頼を受け、タイでIPOを行うタイ企業が、タイ証券取引委員会に提出するIPO報告書に添付する書類の作成業務の支援を行いました。この業務では、IPOを行うタイ企業の海外ベンダー、サプライヤー、顧客等の70社以上の企業について、Gordon Dadds LLP(イギリ

ス)、Quorum(イタリア)、GoldenGate Lawyers(中国)及びOldham, Li&Nie(香港)とともに、英語に翻訳し公証人の公証を得た登記事項証明書を取得し、それぞれの企業の身元が明らかである証明を行いました。その結果、これらの登記事項証明書は、適切に文書化された提出書類の一部として、タイの証券取引委員会に受理されました。

(2) Oldham, Li&Nie Lawyersへの協力

弊所は、香港のOldham, Li&Nie Lawyersの依頼を受けて、依頼者である免税店の日本における運営にかかる契約書の日本語版の作成およびレビューを行いました。



3 弊所が協力を受けた業務

(1) Shay&Partnersとの協力

弊所は、台湾のShay&Partnersに対し、世界的な製造メーカーである依頼者が、台湾で期限の切れた製品認証(供給者が提供する製品・プロセス等が、特定の規格などに適合しているか否かを第三者の製品認証機関が評価し、認証を付与する制度)を使用する際の問題点と、法令遵守のための法的解決策の検討を依頼しました。

(2) McInnes Wilson Lawyersとの協力

弊所は、依頼者によるオーストラリア金融機関の株式の購

入に関して、オーストラリアのMcInnes Wilson Lawyersに対し、当該企業のデュー・デリジェンス、取引契約に関する交渉と助言、当該株式の購入に関連する法的規制に関する助言を依頼しました。

(3) Oldham, Li & Nie Lawyersとの協力

弊所は、依頼者の下請者である中国企業が製造した製品の欠陥から生ずる香港法を準拠法とする売買契約上の責任に関して、香港のOldham, Li & Nie Lawyersに対して、香港の裁判所による裁判例を含む助言を依頼しました。

(4) Legal Advisory Council Limited Company

弊所は、日本の依頼者に対して多額の債務を有しているタイの航空会社4社に関し、タイのLegal Advisory Council Limited Companyに対して、破産手続の有無を含む債権回収の可能性に関する調査を依頼しました。この依頼の結果は、次の法的措置の検討の基礎となりました。

また、弊所は、日本の訴訟事件の証拠資料として裁判所に提出するために、依頼者がタイで設立した現地法人に関して、現地の出資規制に関する法律意見書の作成を依頼しました。

(5) GoldenGate Lawyers

弊所は、中国のGoldenGate Lawyersに対し、依頼者の債権回収の支援を依頼しました。GoldenGate Lawyersは二カ国語で督促状を作成し、北京に本店のある債務者に引渡しました。

(6) Kelvin Chia Partnership

弊所は、ミャンマーのKelvin Chia Partnershipに対し、依頼者がミャンマーで設立現地企業との間の合併事業の合併契約書について現地法に基づくレビューを依頼しました。



4 おわりに

弊所では、クライアントの皆様のニーズに迅速にお応えするため、このように継続的に日々世界各国の法律事務所と協力して、業務に取り組んでおります。さらに弊所では、年次総会やアジア太平洋地域のリージョナルミーティング等で、直接各国のメンバーの方と会うことによって、さらに弁護士間の関係を密なものにしております。益々国際化する皆様のご要望にお応えできるよう、今後もGlobalawを通じた国際的なネットワークを強化して参りますので、どのような国・地域の法律問題でも、是非ご相談下さい。



第5回 UAEにおける婚前契約について

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 はじめに

本連載において、これまではビジネスに関連するテーマを取り扱ってきましたが、今回は、UAEにおける婚前契約というテーマを取り扱ってみたいと思います。

UAEは中東の他の多くの国と比して他宗教には寛容で、アルコールが飲める場所も少なくはなく、女性もヒジャブと呼ばれるスカーフを被ることは法律上の義務ではありません。

では、婚姻についてはどうなのでしょう。本稿では、UAEにおける婚前契約に絞って述べ、UAEにおける婚姻制度の一端を紹介できればと考えております。

2 婚前契約について

婚前契約とは、婚姻前に夫婦間で約束事を契約として取りまとめるものです。我が国では、民法756条が、「夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。」と規定しており、ここでいう「法定財産制と異なる契約」も婚前契約の一形態ですが、あまり一般的ではないように思われます。

UAEにおいては、UAE Federal law No. 28 of 2005という法律が婚前契約について(特に離婚後の取り決めについて)規定しています。この法律では、非イスラム教徒、イスラム教徒である外国人及びUAE人に区別して規定しています。

非イスラム教徒の場合、婚前契約の準拠法に従ってその有効性や執行可能性が判断されることになるかとされています。このことはUAE国内にある財産についても同様と解されているようです。

イスラム教徒である外国人の場合、離婚がUAE国内でなされるか、国外でなされるかによって取扱が異なり、前者の場合には後述のUAE人の場合と同様に扱われます。これに対し、後者の場合、契約の執行力の問題として、UAE Law No. 5 of 1985(UAE連邦民事訴訟法)の規定に従うことになります。

最後にUAE人の場合ですが、この場合はやや複雑です。イスラム法(シャリーア)においては、夫婦財産という概念はなく、婚姻中に取得した財産は、当該財産を取得した夫／妻個人の財産に帰属することになります。従って、夫婦の財産に関する契約について、そもそもその内容が上記に反する場合には、シャリーアはこれを認めない

ことになります。他方、上記内容に反しない場合には当該契約は有効ですが、その範囲の契約が有効であるかについては、イスラム法学者の間でも議論があるようです。この点、立法者は、現代の社会のニーズに対応し、できる限り広く有効性／執行可能性を認める見解に立つと言われています。ドバイ最高裁判所においても、婚姻証明書に記載されている又はUAE民法の要件を満たせば、裁判所がその執行力を認めることを前提とするような裁判例が存在します。

以上をふまえると、シャリーアに反する夫婦の財産に関する契約は認められないと言いつつも、実際には広くその有効性が認められる傾向にあるようです。

ビジネス法においてはシャリーアの影響はそれほど大きなものではないと感じておりますが、家族法の分野においても、その影響は限定的になってきているのかもしれません。

3 一夫多妻制について

ところで、UAEはイスラム教を国教とする国ですが、イスラム教においては日本と異なり一夫多妻制という制度が取り上げられることがあります。筆者が当地にいたときに現地の友人から聞いた話ですが、現在はそのような制度はあったとしても、実際には(特に若者は)一夫一婦の婚姻が多いということです。その理由としては、一夫多妻の婚姻を行った場合、夫はすべての妻に対して平等な取扱をすることが求められ、たとえば一人の夫に三人の妻がいる場合、夫は金銭的に三人の妻に平等な取扱をしなければならないことはもちろん、一緒にいる時間についても平等にする必要があり、日替わりで異なる妻と一緒に過ごすことになるようです。

一夫多妻の場合の婚前契約については、婚姻中に夫の取得した財産についてどのように取り扱うかについて、難しい問題が残るように思います。

4 おわりに

今回取り上げた婚姻そのものはビジネスに直接関係する話ではありませんが、海外取引をする場合において当地の文化や習慣を理解することは、ビジネスの促進にも必要ですので、今回はUAEの婚前契約に関してご紹介をさせていただきました。

転ばぬ先の杖を握り締めて⑤

弁護士 柿平 宏明



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
フォーダム大学ロースクール
(LL.M)

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

気がつくや年度末、そして私にとっては最悪といえる花粉が飛散する季節である。アメリカにいたときも、シンガポールにいたときも、花粉が飛んでおらず、鼻呼吸の快適さを噛みしめながらも、どこか落ち着かない気持ちで暮らしていたのが懐かしい。高度経済成長期に杉やヒノキを大量に植えたのが一つの原因といわれている今般の花粉症の増大であるが、ある意味日本が高度に成長し、成功した証でもあるのだろう。

今回は、年度末というタイミングにちなんで、それなりに特徴的なシンガポールの年度末の様子を振り返ってみたい。前回の次回予告と異なるテーマではあることはご容赦いただきたいが、ここにも大きな落とし穴が存在する。

第5転「税務申告はしっかりしたはず」

まず、日本と異なり、会計書類を提出する先は税務署だけではない。会計書類は、「登記事項」となっているため、登記を管轄する機関、日本というところの法務局に対しても提出する必要がある。登記されるということは誰にでも見られる類のものとして扱われている。シンガポールにおける法務局に相当する機関はACRA(アクラ)というのだが、私がいた時点では、ある企業の会計年度が終わり、株主総会で承認されると、60日以内に承認された会計書類をACRAに提出する必要があった。シンガポールにおいては、Company Secretary(セクレタリー)といって、法人に関する書類の管理・保管・申請等を行う会社の機関を設置する必要がある。基本的にセクレタリーはシンガポールに所在する者であれば良いのだが、法律事務所あるいは弁護士がなることも多い。私がシンガポールにいたときにセクレタリーとしての仕事をサポートしたことも多々あるが、まさにこの年度末の税務申告の時期は時間との戦いであり、法律事務所が文字通り戦場と化し、一兵卒である私も懸命に戦場を駆け巡っていたのを今でも覚えている。

さて、賢明な読者であれば、ここで、「株主総会で承認されると」という点に違和感を覚えたかもしれない。通常3月末が決算の企業であれば、6月の総会集中期間に株主総会を開くものであり、それから計算書類を提出するのであれば、3月に忙しくなるということもないのではないか、弁護士と話す暇があれば、税理士や会計士と話をする時期ではないか、と思われただろう。もちろん、現地で生まれ育った法人であれば、そうなるのだろう。しかしながら、日本からはるばるやってきた企業は、そのような悠長なことを言っていられないのである。

少なくともシンガポールにおいて支店という形で進出してきた企業や、日本に関連会社や子会社を有する企業は、日本の会社の会計書類も提出するのが原則であった。何も知らずにこれを聞くと、日本の会社の会計書類を翻訳して出せば良い話では、と思うであろう。恥ずかしい話であるが、私も最初はそう思っていた。

問題は、会計基準の違いである。

日本もシンガポールも、主だった国際会計基準(IFRS)を取り入れて、国内の会計(監査)基準を策定していると思われるが、両国の会計基準が完全には一致しないため、シンガポールにおいて日本の会計書類を単純に英訳して出したところで、適法な会計書類とみなされなかったのである。そのため、シンガポールの会計監査基準に依拠した会計書類を作り直すか、あるいはそれが出来ない場合には、法律上の要件を充足している場合に限り、日本の会社の会計書類の提出を免除してもらうかの選択を迫られることになる。

会計書類の作り直しに莫大な手間とコストがかかることは想像に難くない。ともすれば、元帳をひっくり返して1から見直す作業、あるいは、それ以上の作業が必要となることも考えられるところである。大半の企業は免除申請をすることになるが、その申請には相応の手間がかかるため、準備を早めしておく必要がある。したがって、会計書類の前提となる数字が出揃おうとしているこのタイミングからスケジューリングを行い、資料収集、免除事由の検討に入っていく必要がある。

私がしていたのは、免除申請のためのアレンジと、法律や実務ガイドラインの改正がないか、どのような資料が必要になるかの細かい確認、報告であった。最終的には全ての提出書類をチェックすることはもちろん、申請書をドラフトしていたが、これが大変な作業であった。私自身、会計士や税理士の先生程ではないにせよ、会計書類は見慣れている方だと思うが、真正面から会計基準の充足の有無が問題になった案件を会計士のサポートを受けながら処理したときは、大量かつ細かい実務ガイドラインを現地スタッフと手分けして確認し、各社の業態に合わせてフローを検討するのは一朝一夕で出来るものではなく、定時退社をモットーとするスタッフが、あの時期だけは残業をしていたのが衝撃的であった。

国際取引が当たり前になっている時代においては、例えば取引をしようという企業から、財務状況を把握すべく、会計書類を見せるよう求められることも決して珍しいものではないように思う。その際、会計基準が異なるが故に理解されず、取引が決裂したという話を実際に聞いたこともある。私自身も会計のプロというわけでは決していなかったため、IFRSや各国の会計基準の詳細や良し悪しまで議論するつもりはないが、少なくとも会計基準の問題は、些細な違いが大きな誤算を生じさせるカントリーリスクの一つとして考えられよう。最低限、進出時にどのような違いがあるかはもちろんのこと、それが税務申告時その他の場面において、どのような影響を及ぼすのか等について、予め確認しておくことは必須ではないかと思う。

1 具体的な要件については、改正される可能性があるため、誤解が生じる可能性を避けるべく割愛させていただいているが、必ず最新の法令を確認する必要があることは言うまでもない。

1 序

有限責任事業組合は、合同会社に類似する事業体ですが、いわゆるパススルー課税（構成員課税）の利益を享受するため、民法上の組合を基礎とする非法人組織とされています。平成29年に、民法の組合に関する規定の改正に併せて、有限責任事業組合契約に関する法律が改正されました（2020年4月1日施行）。すでに合同会社と有限責任事業組合の簡単な比較をしています（2018年春号）、今回、合同会社制度の補論として、この改正を概観します。

2 非組合員による業務執行

有限責任事業組合の組合員は、組合の業務を執行する権利を有し義務を負いますが、共同事業性が損なわれない範囲において、業務の一部を委任することができます。今回、組合員以外の第三者に、業務執行権限の一部を委任することが明示的に認められました。合同会社においては、社員以外の者を業務執行者とすることはできませんが、有限責任事業組合においては、適任の第三者に経理、総務、営業等の業務執行権限を委任することにより、組合員は自らの専門分野に係る業務の執行に集中する等、柔軟かつ合理的な業務執行機構を構築することが可能となりました。

3 法律関係の明確化

組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができます。組合に対して債務の履行を請求し、その債務名義を得たときは、組合財産に強制執行することができます。今回、各組合員または業務執行の委任を受けた第三者が業務を執行する場合には、他の組合員を代理することができる旨の規定が設けられました。法人でない事業体の権利関係は不安定とならざるを得ませんが、有限責任事業組合においては、組合契約の効力発生・登記制度、業務分担の定めと代理権に係る新設規定、さらに、有限責任制を担保するための財産の独立性を基礎に、組合名義で取引し、訴訟を行うことにより、その法律関係がより明確となるように思われます。

組合契約について、同時履行の抗弁と危険負担等に関する規定の適用が除外され、組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができず、組合員の一人について意思表示の無効・取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組

合契約はその効力を妨げられない旨の規定が新設されました。これは、従来の通説的見解を明文化するものです。

4 組合員の脱退と組合債権者の保護

脱退組合員は持分の払戻しを受けることができます。持分払戻しについて特段の制限はありませんでしたが、今回、脱退組合員は、従前の責任の範囲内で、脱退前に生じた組合債務を弁済する責任を負うものとされました。持分割合に応じて組合債務を合手的に負担していた脱退組合員は、払い戻された出資持分金額の範囲内で、組合債務について弁済責任を負うことになるでしょう。これは他人の債務の弁済責任であり、この責任を履行した脱退組合員は、組合に対して求償することができます。また、脱退組合員は、債権者が全部の弁済を受けない間、組合に担保を供させることのほか、組合に対して、債権者と交渉して自己に免責を得させることを請求することもできます。

5 有限責任事業組合の今後

平成29年末時点で、合同会社は約13万9千社ですが（前年比約2万4千社増）、有限責任事業組合は約7600組合で、毎年ほぼ400組合程度増加しています。学術研究・専門技術・サービス業は2458組合、情報通信業が1086組合、卸売業・小売業が860組合、組合員が2名の組合が3327組合、3名～5名の組合が2936組合、そして、存続期間が15年以上の組合数は2040であり、5年以上10年未満が1863組合ということです。合同会社ほどではありませんが、有限責任事業組合も利用されています。

合同会社と有限責任事業組合の決定的な相違点は法人格とパススルー課税の有無ですが、有限責任事業組合の実務においては、法人格があるのと大きく変わらなくなっています。有限責任事業組合は、株式会社への組織変更や株式会社との合併等を行うことができません。発展性のある事業、株式公開を目指す事業体には合同会社にメリットがあります。しかし、若干名の専門職業人や中小企業による共同事業の遂行には、構成員課税にメリットが認められ、重要事項の決定に総組合員の同意が義務付けられているといった内部自治の制約が組合員の利益保護に役立つこともあります。

今回の改正が有限責任事業組合の利用を促進することとなるかどうか不明ですが、有限責任事業組合制度の理解を深めて、合同会社と有限責任事業組合の合理的選択の幅を広げることが望まれます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 亮哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕
弁護士 江藤 寿美怜	弁護士 祐川 友磨	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市
弁護士 小宮 俊	弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 山 純	弁護士 大塚 由梨	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠
弁護士 笠木 貴裕	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 アダム・ニューハウス	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一
弁護士 ルンダローマン	法務部長 寺本 栄			（カリフォルニア州弁護士）	（オブカウンセル）	